

原簿保存期間	5年(令和2年3月31日まで)
有効期間	一種(令和2年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各地方機関の長
各附属機関の長

警察庁丁技企発第130号
令和7年2月12日
警察庁長官官房技術企画課長

在留カード及び特別永住者証明書の紛失等による再交付申請に係る警察証明事務の
取扱いにおける運用上の留意事項について（通達）

警察における証明事務については、「警察における証明事務の合理化について（通達）」（令和3年3月1日付け警察庁丙情管発第5号）により、取扱いの方針等を示しているところ、出入国在留管理庁からの要請に基づき警察において行っている在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）の紛失等による再交付申請に係る警察証明事務については、地方出入国在留管理官署において遺失届又は盗難被害届受理に係る証明（以下「遺失届出証明書等」という。）に代えて、遺失届出受理番号又は盗難届出受理番号（以下「遺失届出受理番号等」という。）を記載した陳述書が原則として在留カード等の「所持を失ったことを証する資料」として取り扱われることとなった。本件に係る運用上の留意事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件は出入国在留管理庁及び警察庁関係所属と協議済みである。また、出入国在留管理庁から別紙のとおり下記1(2)で申請人に交付する「資料提出通知書」の共有を受けたことから、執務の参考とされたい。

記

1 運用上の留意事項

(1) 遺失届出受理番号等の教示

在留カード等の再交付申請を行う者（以下「申請人」という。）は、原則として、在留カード等の「所持を失ったことを証する資料」として、遺失届出証明書等に代えて陳述書を提出することとなった。陳述書とは、申請人が地方出入国在留管理官署に対し、紛失時の状況等のほか、遺失又は盗難被害の届出（以下「紛失等の届出」という。）を行った警察署名及び遺失届出受理番号等を記載するものである。

各都道府県警察においては、申請人から在留カード等の紛失等の届出を受理した場合、遺失届出証明書等を交付することなく、取扱警察署名及び遺失届出受理番号等を適宜の方法で教示すること。

(2) 遺失届出証明書等の交付

(1)にかかわらず、陳述書の記載内容に疑義がある場合や、短期間に複数回の再交付申請に及んだ者であって合理的な説明がなされない場合等、地方出入国在留管理官署が再交付申請の悪用を疑う場合においては、同署から申請人に対し、「資料提出通知書」を交付した上で遺失届出証明書等の提出を求めることとされている。

各都道府県警察においては、申請人から遺失届出証明書等の交付を求められた場合は、「資料提出通知書」を確認の上、必要な証明を行うこと。

2 運用開始日

令和7年3月3日（月）

資料提出通知書

N o t i c e

To Mr. / Ms.

年 月 日

殿

あなたの在留カードの交付に係る再交付申請に関し、下記の書類が必要ですので、
月 日までに本状とともに御持参ください。

In refernece to your application for reissuing residence card, please
bring the following item with this sheet to our office by _____
without fail.

- ☐ 紛失の場合 (In case of lost)
遺失届出証明書
Lost notification certificate
- ☐ 盗難の場合 (In case of theft)
盗難届出証明書
Theft notification certificate

提出先
Bring to

出入国在留管理局
Regional Immigration Services Bureau

支局・出張所
Office

部門

電 話

Phone No.